

事業所内掲示（ご利用者様向け説明文書）

- (1) 本事業所は、城陽市長の指定を受けた居宅介護支援事業者です。
(城陽市 第2672800022号 平成12年4月1日付・令和2年4月1日更新)
- (2) 介護保険を申請する際の申請代行、居宅介護サービス計画（ケアプラン）の作成を行います。
詳細は受付までお申し出ください。
- (3) 本事業所の管理者は「中村 升美」です。
- (4) 本事業所の介護支援専門員は「中村 升美」「住田 民江」「大町 尚代」「山田 順子」「井上 真由美」の5名です。また、事業を補助するため事務員を配置しています。
- (5) 営業日および営業時間は、次の通りです。
①営業日：通常、月曜日から土曜日までです。
ただし、国民の祝日と、年末年始（12月29日から1月3日まで）を除きます。
②営業時間：午前9時～午後5時までです。
- (6) 居宅介護支援事業の提供方法および内容は、次の通りです。
①利用者の相談を受ける場所：事業所内
②使用する課題分析表（アセスメントツール）の種類：居宅サービス計画ガイドライン
③サービス担当者会議の開催場所：事業所内
④介護支援専門員の居宅訪問頻度：必要に応じて訪問、少なくとも1ヶ月に1回
- (7) 通常の事業の実施範囲は、城陽市及び宇治市の一部地域（小倉町、大久保町、伊勢田町、広野町）です。
- (8) 利用料は、次の通りです。
①居宅介護サービス計画費は無料です。
②通常の事業の実施地域を越えてから片道あたり、以外の通り交通費を別途いただきます。
3km～5km未満 400円
5km以上7km未満 500円 以降1km増すごとに100円加算（左記の額に加算）
③その他の費用の徴収が必要となる場合は、その都度ご説明させていただきます。
- (9) サービスに関する相談・苦情の窓口は、以下の通りです。
- | | |
|---------------------|--------------|
| ・城陽市社協 居宅介護支援事業所 | |
| 相談窓口（担当者 中村 升美） | 0774-55-7896 |
| 苦情受付（担当者 名越 友和） | 0774-55-7896 |
| ・城陽市福祉保健部高齢介護課 | 0774-56-4043 |
| ・京都府保健福祉部介護保険事業係 | 075-414-4672 |
| ・京都府国保連合会介護保険課介護相談係 | 075-354-9090 |

※上記のこと以外にご質問がございましたら、ご遠慮なく受付までお申し出ください。